

石垣市ホームページ広告枠規格等仕様書

この仕様書は、石垣市ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、石垣市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第1条 この仕様書において、「バナー広告」とは、市ホームページ内に表示する広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（広告の種類）

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

（広告の範囲等）

第3条 広告主及び掲載する広告の内容等については、石垣市広告掲載基準に基づくものとする。

2 前項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いと市が認めたリンク先を含む）のホームページの内容についても準用する。（広告を掲載する市ホームページのURL）

第4条 広告を掲載する市ホームページは、トップページとし、URLは

www.city.ishigaki.okinawa.jp/main.html とする。

2 前項で定めるほか、企画部長が適当と認めるページ。

（広告の掲載位置）

第5条 広告を掲載する位置は、別表のとおりとする。

（広告の枠数）

第6条 広告の枠数は、15を超えないものとする。

（広告の募集期間及び掲載期間）

第7条 広告の募集は、随時行うものとする。

2 広告の掲載期間は、原則として1カ月単位とし、必要がある場合は、広告主と協議を行い定める。

（広告の掲載開始日及び終了日）

第8条 広告の掲載開始日及び終了日は、前条第2項で定める掲載期間内で、広告主と協議を行い定める。

（広告の規格等）

第9条 広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦60ピクセル、横150ピクセル、または縦120ピクセル、横150ピクセルとする。

(2) 形式は、GIFまたはJPG形式とする。

(3) データ容量は、5KB以下とする。

2 次の表記、構造は禁止する。

(1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等

- (2) 市ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの
- (4) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (5) アラートマーク
- (6) ラジオボタン
- (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（広告料）

第10 条 広告料は次の通りとする。

- (1) 縦60ピクセル、横150ピクセルについては、月額1万円とする。
- (2) 縦120ピクセル、横150ピクセルについては、月額1万5千円とする。

2 広告料は1ヵ月単位とし日割り計算は行わないとする。

（その他）

第11 条 その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議して定める。



大切なお知らせ	2024年03月01日	みんなで作る情報発信サイト「じょーとーいしがき」
	2024年02月13日	【令和5年度石垣市児童生徒進学等支援給付事業】

広告枠